

# 青森大学教育職員資格基準規程

## (目的)

第1条 この規程は、青森大学教育職員選考規程第2条に規定する選考の基準を定めることを目的とする。

## (共通事項)

第2条 本学の教育職員となることのできる者は、本学の建学精神と教育方針への深い理解と熱意を有し、人格高潔で、かつ教育研究に識見を有する者でなければならない。

## (教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授、准教授、専任講師の経歴がある者
- (4) 芸術、体育等については、特殊の技能に秀でていと認められる者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

## (准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において准教授、専任講師又は助教の経歴がある者
- (3) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在籍し、研究上の業績があると認められる者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

## (講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする

- (1) 第3条又は第4条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(3) 専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号に準ずる能力を有すると認められる者

(特任教授の資格)

第8条 特任教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (2) 専門分野において長年の優れた実務経験がある者

(特任准教授)

第9条 特任准教授となることのできる者は、次の号に該当し、大学における教育を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (2) 専門分野において長年の優れた実務経験がある者

(特任講師)

第10条 特任講師となることのできる者は、次の号に該当し、大学における教育を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (2) 専門分野において長年の優れた実務経験がある者

(特任助教)

第11条 特任助教となることのできる者は、次の号に該当し、大学における教育を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (2) 専門分野において長年の優れた実務経験がある者

(大学院教員の資格)

第 12 条 大学院（修士課程）を担当する教員は、次の各号のいずれかに該当し、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(非常勤講師の資格)

第 11 条 非常勤講師の資格については、第 5 条の規定を準用する。

附則

- 1. この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1. この規程の改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1. この規程の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。